

◎新潟県告示第1182号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成29年10月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2 - [2, 5 - ジメトキシ - 4 - (トリフルオロメチル) フェニル] エタンアミン（通称名：2 C - T F M）及びその塩類
- (2) メチル = 2 - (4 - フルオロフェニル) - 2 - (ピペリジン - 2 - イル) アセテート（通称名：4 - F 1 u o r o m e t h y l p h e n i d a t e、4 F - M P H、4 - F M P H）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成29年11月1日